

サービス種別	通所介護事業者の従事者によるサービス (介護予防通所介護相当サービス)	通所型サービスA (基準緩和型)
実施方法	市の事業者指定(国保連経由での審査・支払)	
サービス利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援認定者(要支援1・2) ● 事業対象者(基本チェックリスト該当者) 	
サービス内容及びサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能訓練指導員等の専門職による生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既にサービスを利用しており、サービスの継続が必要なケース ・ 身体介護が必要なケース ● 加算サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動機能向上 ・ 栄養改善 ・ 口腔機能向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従事者による生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション等 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>身体介護が不要なケース</u> ・ <u>加算サービスが不要なケース</u>
サービス提供時間	旧介護予防通所介護サービスと同様	1回あたり2時間以上
利用限度額	介護給付と同様(国保連で管理)	要支援1と同様(国保連で管理)
高額介護サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 限度額は介護給付と同様。 ● 国保連からのデータに基づき市から対象者に申請書を送付。 ● 予防給付の高額介護サービス費と総合事業を含めた高額介護予防サービス費相当事業の申請勧奨通知等は別に送付。 	

サービス種別	通所介護事業者の従事者によるサービス (介護予防通所介護相当サービス)	通所型サービスA (基準緩和型)
人員基準	介護予防通所介護における基準と同等 <ul style="list-style-type: none"> ● 管理者 常勤・専従1人以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ● 生活相談員 専従1人以上 ● 看護職員 専従1人以上 ● 介護職員 利用者～15人：専従1人以上 16人～：利用者1人に専従0.2人以上 ※ 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤 ● 機能訓練指導員 1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者 専従1人以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ● 従事者 利用者～15人：専従1人以上 16人～：利用者1人当たりに対して必要数
設備基準	介護予防通所介護における基準と同等 <ul style="list-style-type: none"> ● 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ● 静養室・相談室・事務室 ● 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ● 必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ● サービス提供に必要な設備・備品

サービス種別	通所介護事業者の従事者によるサービス (介護予防通所介護相当サービス)	通所型サービスA (基準緩和型)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準と同等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別サービス計画の作成 ● 内容及び手続の説明及び同意 ● 提供拒否の禁止 ● 受給資格等の確認 ● サービス提供の記録 ● 利用料等の受領 ● サービス提供証明書の交付 ● 本市への通知 ● 緊急時等の対応 ● 管理者の責務 ● 運営規程 ● 勤務体制の確保 ● 衛生管理等 ● 掲示 ● 秘密保持等 ● 広告 ● 利益供与の禁止 ● 苦情処理 ● 事故発生時の対応 ● 会計の区分 ● 記録の整備

サービス種別	通所介護事業者の従事者によるサービス (介護予防通所介護相当サービス)	通所型サービスA (基準緩和型)
算定単位	<p style="text-align: center;">月額単位</p> ※ 月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割り算定	<p style="text-align: center;">月額単位</p> ※ 月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割り算定
単位及び単価 ※詳細は別紙サービスコード表を参照	<ul style="list-style-type: none"> ●単位: 国が規定する通所型サービスの算定構造、単位数と同等 ●単価: 10円に地域加算を乗じた額(10.27) ○通所Ⅰ(週1回程度) 月1,655単位(16,996円) ○通所Ⅱ(週2回程度) 月3,393単位(34,846円) 	<ul style="list-style-type: none"> ●単位: 通所介護相当サービスの7割で設定 ●単価: 10円に地域加算を乗じた額(10.27) ○週1回程度(1回2時間以上) 月額1,159単位(11,902円) ※ 通所型サービスAは週1回程度のみ利用とする
加算等	国が規定した通所型サービスと同等	加算なし
対象	○通所Ⅰ: 要支援1、事業対象者 ○通所Ⅱ: 要支援2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
利用者負担	○介護給付の利用者負担割合(報酬の1割。但し、一定以上の所得のある利用者は2割または3割)	
事業費の請求	サービスコードにより国保連へ請求、国保連から支払い。	